

令和7年度 第4回山北町農業委員会総会 会議録				
召集年月日	令和7年7月28日(月)			
召集場所	山北町役場防災対策室			
開・閉会日時	開会	令和7年7月28日 午後1時30分		
	閉会	令和7年7月28日 午後2時00分		
応(不応)招委員 及び出席並びに欠席委員 出席 10名 欠席 1名 (凡例) ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す	番号	氏名	出欠等の別	
	1番	磯崎 加代子	○	
	2番	瀬戸 雅弘	○	
	3番	瀬戸 由紀子	○	
	4番	細谷 晋之	○	
	5番	室伏 正裕	○	
	6番	田淵 康男	○	
	推進委員 山北地区	磯崎 淳	○	
	推進委員 向原地区	高杉 丈二	○	
	推進委員 岸地区	石田 文也	○	
	推進委員 共和地区	和田 一良	○	
	推進委員 清水地区	池田 和則	△	
	会議録署名委員	5番	室伏正裕	1番
出席した事務局	事務局長	事務局員	加藤、中村、瀬戸	
会議に付した案件	別紙のとおり			
会議経過	別紙のとおり			

1 開会

2 議事録署名人

3 議案

議長 : 本日は、農作業が忙しい中ご参加いただきありがとうございます。農業委員6名中6名が参加しているため、開催の要件を満たしています。

それでは農地法3条の規定による許可申請について事務局から説明願います。

事務局 : 議案9号農地法3条の規定による許可申請について説明します。

1ページをご覧ください。申請地は、[]の合計面積 [] m^2 です譲渡人の []から譲受人の []へ所有権を移転します。

2ページから9ページが申請書です。それでは2ページの2許可を受けようとする土地の所在等の対価、賃料の額をご覧ください。 []となっております。

4ページをご覧ください。所有地が2,627 m^2 、借り入れ地1,518 m^2 あります。

5ページをご覧ください。譲受人は申請地で露地野菜、果樹類(柑橘等)を作付け予定です。

(2)農機具の所有状況についてですが、軽トラック、耕運機、運搬機を保有しています。また油圧ショベルをリース予定とのことです。

(3)農作業に従事する者をご覧ください。① []は農業歴40年とのことです。②世帯員その他常時雇用については息子さんがいまして農作業歴20年、年間従事日数100日です。③臨時雇用については8人、農作業歴3年、年間従事日数50日です。こちらは []です。

現在の自宅から申請地までは約10km、車で10分です。

6ページをご覧ください。譲受人の職業は []です。 []大型の特殊作業車も操縦できます。息子は自営業で []の仕事をしていると聞いております。

7ページをご覧ください。地域との役割分担についてですが、獣害対策への協力は積極的に行うとのことです。 []

10ページから16ページが全部事項証明書です。

17、18ページが位置図と拡大図です。 []周辺にあることがわかります。

19ページから22ページが公図兼写真方向図です19ページをご覧ください。 []については公図上空白となっております。町で保管している和紙公図と呼ばれる公図の元になったものを確認しましたがそこでも空白となっており、法務局の和紙公図でも空白でした。

23 ページから 26 ページが [] に確認していただいた時の写真です。①から④については比較的平坦で耕作はしやすい場所であることを確認しました。⑤、⑥については放置されたお茶の木や雑草が繁茂していることを確認しました。こちらについては油圧ショベルで開墾予定とのこと。⑧についてはシカの寝床となっている様子でした。罾の設置と梅の栽培を行う予定です。

議長 : 現地を確認した和田推進委員から何かありますか。

和田推進委員 : 普通の人ではなかなかできないが、前職の経験から大型の機械も運転できるためやってくれるのではと思います。

議長 : 何か意見はありますか。

瀬戸委員 : 譲渡人と譲受人の関係は親族といていたが具体的にはなにか。

事務局 : 正確にはわかりませんが遠い親戚関係とのこと。

議長 : その他、何か意見はありますか。特になければ承認の方は挙手願います。(全員承認) よって議案第 9 号は承認されました。続きまして議案第 10 号について説明願います。

事務局 : 27 ページをご覧ください。議案 10 号農地法 5 条の規定による許可申請について説明します。こちらは継続案件となっており [] の工期延長に伴う一時転用の再申請案件です。

申請地は、 [] の合計 [] m²です。

貸付人の [] から [] へ賃貸借権を設定します。

転用目的は、資材置場で転用理由は、 [] として使用するためです。

28、29 ページが申請書です。 []

3 転用計画 (3) をご覧ください。工事期間は令和 7 年 9 月 1 日から令和 10 年 月末日までとなっております。

30 ページから 33 ページが全部事項証明書です。

34、35 ページが位置図と拡大図です。 [] の近くであることがわかります。

36 ページが公図です。

37 ページが土地利用計画図兼写真方向図です。

38、39 ページが高杉推進委員に確認していただいた時の写真です。

ご覧のとおり資材置場として使用されていることを確認しました。以上です。

議長 : 現地を確認し高杉推進委員から何かありますか。

高杉推進委員 : 特にありません。

議長 : 何か意見はありますか。特になければ承認の方は挙手願います。(全員挙手) よって議案第 10 号は承認されました。納税猶予に関する適格者証明について説明願います。

4 その他

- 事務局 : 納税猶予に関する適格者証明について説明します。
- こちらは、相続税の納税猶予の適用を受ける際に、税務署提出する必要があります。農業委員会は、現地確認を行い申請者が適切に営農を継続できるか確認します。
- 40、41 ページをご覧ください。適格者証明申請書です。申請人は[]です。対象地は[]の [] m²です。
- 42、43 ページが全部事項証明書です。こちらは前所有者の [] も納税猶予の特例を受けていたことがわかります。
- 44 ページが位置図、45 ページが拡大図です。 [] の周辺に対象地があることがわかります。
- 46 ページが公図兼写真方向図です。
- 47 ページから 49 ページが石田推進委員に確認していただいた時の写真です。
- 2週間ほど前に草刈りを行ったそうですが、時期の問題もあり⑤の写真を見ると繁茂しているように見えてしまいます。
- 柑橘類や柿の栽培を確認しました。空いているスペースには新たに苗木が植えられていました。石田推進委員から苗木の周辺は草刈りを徹底的にという指導があり地権者に伝えてあります。以上です。
- 議長 : 現地を確認し石田推進委員から何かありますか。
- 石田推進委員 : 陽当たりもよく、 [] もあるので継続して耕作が出来ると思われれます。
- 議長 : 何か意見はありますか。(特になし。) 続きまして、非農地証明について事務局から説明願います。
- 事務局 : 50 ページをご覧ください。1 件目の非農地証明について説明します。
- こちらの非農地証明は、先月の4 条案件の自己住宅案件に関連します。非農地証明は農地の一部を含む場合証明することは出来ませんが、 [] に4 条の県知事許可が出たため、特例で土地の一部分にも非農地証明が出せるようになったため、証明するも
- のです。
- 申請者は [] です。対象地は、 [] の [] m²です。
- 51 ページが全部事項証明書です。52 ページが位置図、53 ページが拡大図です。 [] の周辺に対象地があります。
- 54 ページが公図です。55 ページが写真方向図です。
- 56、57 ページが石田推進委員に確認していただいた時の写真です。 [] であることを確認しました。
- 議長 : 現地を確認し石田推進委員から何かありますか。
- 石田推進委員 : 特にありません。
- 議長 : 何か意見はありますか。(特になしの声) なければ2 件目の非農地証明について説明願います。
- 事務局 : 58 ページをご覧ください。2 件目の非農地証明について説明します。申請者は [] です。対象地は、 [] の [] m²です。

